

(第一類 第九号)

第六十八回国会 商工委員会 議録 第二十三号

昭和四十七年五月十九日(金曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長

鴨田 宗一君

理事

浦野 幸男君

理事

橋口 隆君

理事

中村 重光君

理事

稻村 利幸君

小川 平二君

坂本 三十次君

塩崎 潤君

八田 貞義君

岡田 利春君

佐々木 三君

廣沢 直樹君

川端 文夫君

通産業大臣

田中 角栄君

出席政府委員

官通産業政務次

通商産業省総務

通商産業省総務

外務省アジア局

商工委員会調査室長

委員の異動

五月十八日

辞任

左藤 恵君

補欠選任  
椎名悦三郎君

同月十九日 楠 兼次郎君 佐々木更三君  
同日 辞任 北澤 直吉君 左藤 恵君  
同日 補欠選任 北澤 直吉君

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

参考人出頭要求に関する件

特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

○鴨田委員長 この際、連合審査会開会についておはかりいたします。

本委員会において審査中の工業再配置促進法案及び産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案について、石炭対策特別委員会から連合審査会の申し出があり、これを受諾するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の意見聽取は連合審査会において行ないたいと存じますが、御了承願います。

○鴨田委員長 御異議なしと呼ぶ者あり

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の意見聽取は連合審査会において行ないたいと存じますが、御了承願います。

○鴨田委員長 内閣提出、特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

○岡本委員 現在議題となつておりますこの特織法について若干質問をいたしますが、米国の方

的な織維製品の輸入制限、これによつてわが国の輸出織維業界が大きく打撃を受けておるわけです

が、國がこの過剰ミシンを買ひ上げるというよう

なことになつておりますが、昨年、本年、日本輸

出縫製品工業協同組合連合会、これにどのくらい

の補助金を出したのか、これをまずお聞きします。

○佐々木(敏)政府委員 過剰設備の買ひ上げにつ

いておはかりいたします。

○鴨田委員長 次に、参考人出頭要求の件につい

ます。

(四四三)

かされておるわけありますが、この協同組合連合会、こういうところがどういうようにその政府の金を使つておるか、こういうことに対ししてメスを入れ、また検討したことがあるのかどうか。これは国民の大手な税金ですから、野放しということはないと思うのですが、それについてひとつお聞きしたい。

○佐々木(歴)政府委員 先生のおっしゃいますようにこれは国の税金の支出でありますと、私ども厳重に監督をしておるわけであります。この買上げにつきましては、通産省といたしまして補助金交付要綱を定めまして、組合に示しておるわけであります。その要綱に従いまして、組合が嚴重な管轄のもとに執行しておるのあります。が、隨時通産省として、その要綱に基づきまして監査、検査等を実施しておる次第であります。

○岡本委員 私どものほうの調べによりますと、この組合から業者に対しても、業者は國から買い上げてもらえるというわけで、この資金を再建計画の當てにしておる。ところが、組合から吸い上げ通達が来ておる。つまり國から支払う金額から事業團費として一〇%、保証金五%、これはあとで返つてくるのですが、その上に特別賦課金、こういうものが五%，そのほかに税金として持つていかれる。したがつて、あなたのほうで割り当たった金は、実際に業者の手に入るのは三割か四割近くになっておる。こういうことはあなたのほうでわかつておりますが、どうでしょうか。

○佐々木(歴)政府委員 通産省といたしましては、この設備買い上げ組合の責任において公平にかつ確実に実行いたしますために、一つは、買い上げ対象業者から買い上げ台数に応じまして保證金を組合に納める、その限度を五%以内といふことを通産省は認めております。また組合の買

通産省の認めていることではございません。ただ個々の企業者に過重にならないよう十分組合に

指導監督をしておる次第でございます。

○岡本委員 大臣に一つお聞きしたいのですが、日本輸出縫製品工業組合、これが全國の十九府県の組合を大体この理事長が牛耳つておるといううわさ、そこで日米間の輸出ワクやあるいは生産ワク、これを一人で大体かってにきめて業者に圧力をかけているというような現実の姿があらわれておるわけですが、そこで國が支払う金額から事業團費として一〇%あるいは特別賦課金として五%，こういうような金額の試算を私のほうでしますと、約十億円近い金がこの組合にころがり込んでおる。この使途は明らかでない、こういうような現状を私のほうで把握をしたのですが、これについて大臣の見解をひとつお聞きしたいと思ひます。

○田中國務大臣 縫製の理事長は近藤駒太郎氏でござりますが、これは一・二・三・四、全部組合を通じて円満にやつておるわけでございます。いま一〇%というお話をございましたが、一〇%というような手数料や調整費をとるというようなことはないと思います。いま御指摘がございまして、私は実態をよく承知しておりませんので織維局から答えさせます。

○佐々木(歴)政府委員 先生御指摘の金額はどういうものか私どもはつきりいたしませんが、たゞ今回の法律改正によりまして、振興基金に対しまして民間の出捐金を求めるということになつておられます。したがいまして、今回の政府対策の対象になります。もちろん他の業種の団体におきましては、充當されるものであろうかと考える次第であります。

○岡本委員 通産省といたしましては、その買

ます。

○岡本委員 そういうような調査不十分では、組合の自主的、自立的と申しましてもこの組合の理事長が、私どもの調べでは相当独裁的にやつておるのではないか、要するに國の補助金をパックにして末端の組合にも非常に圧力をかけているのではないか。いろいろ話を聞きますと、愛媛県の織ミシンが倉庫に積み上げたままになつておる。これも実態調査をしたわけであります。私はこういうことを一〇%やはり補助金を出し、またどうとう折り合いかつかずに現在買上げ予定の織ミシンが倉庫に積み上げたままになつておる。これも実態調査をしたわけであります。私はこういうことを一〇%やはり補助金を出し、またこうして買上げ金を出して、これは何のために出したのかといえば、この政府間協定あるいは自主規制によって起つたところの、この打撃を受けた零細企業を救援するために、その趣旨でこの金を出していると私は思うのです。ところが中間にいて、こういう一方的な独裁的なやり方で結局業者に渡る金は三割から四割。こういうことをあなたのはうで調査せずして、そうしてもう一度この法案を通して、何といいますかあと補助金を出したところで、経費を組んだところで、結局業者には同じことになるのではないか。したがつて、これはひとつ調査をきつとやつてもらいたい。少なくともこれは組合の自主ではありますけれども、しかし最末端にいつそれを受けとつて、そうして再建しようとするあるいはそれにとつてもう一度何らかの方法で生活していくとするところの中企業、こうした人たちに、せつかくのあたたかい國の施策がいつているかどうかといふことをきちつとあなたのほうは調査する必要があると思うのですが、いかがですか。

○佐々木(歴)政府委員 先生おっしゃいますように、今回の政府の買上げあるいは現在実施いたしております構造改善、いずれも織維産業、特に中小企業であります。織維産業の救済であり、構造改善であります。したがいまして、私どもその措置につきましては、組合の了解の

は、從来とも厳重な指導監督を実施いたしておる次第であります。今後ともこの買上げ、構造改善が末端の企業まで十分に効果が行き届くよう、組合に対しましては幹部の姿勢を正すように指導監督をしてまいりたい、かように考えます。

○岡本委員 じゃ、これから指導監督をきちっとしてまいりたい、こうしたことありますから、ことばをかえて言つと、いままではそういう指導監督がはつきりしてなかつたという証拠が私どもの点検によつてわかつたわけです。たとえば全国の輸出縫製品の二二%を生産する今治市、ただでさえ何かと締めつけられるのが大きいのに國の買上げ金を横取りされるとほけしからぬ、こういいうようなことを言つてゐる業者もいるわけです。したがつて、これは実態調査といふのをせつかく今まで何べんか國から補助金を出し、あるいはまた実力大臣の力によつて相当三割しかいってなかつた。こういう実態が明らかでなければこの法案を審議してもしかたがないじゃないですか。私はそう思うのです。

○田中國務大臣 ミシン等の買上げということは、全く必要やむを得ず税金をもつてまかなつておるわけでございますから、御指摘のような事態が一部にあってもこれはたいへんことでございません。自主規制のときから先般行なつたものを引き続いて行なつておりますし、なお四十八年度にわたつても予算措置を行なわなければならないものもあるわけでござりますから、これが効果をあげ得るよう、実態調査をいたします。しかしながらたがいま御指摘になつたように、いかに何でも補助金の、いわゆる買上げの代金の三割とか四割しかつておらない、そんなことは絶対にないと思ひます。絶対にあるわけがありません。一台二十五万円とかいう織機はそのまま評価をされておるわけでござりますし、それからいまのミシンについてもこれはもう適切に行なえるよう行政的

には確実に実行してまいりたい。これはまた追跡調査もいたします。これはいつでも御報告できるようないたしておきたい、こう思います。

○岡本委員 それならば申し上げますけれども、

全国の縫製ミシン類は約五万台といわれておりますが、この設備保証料として一台につき五百円、計二千五百万円。それから台数割り賦課金として一台年十二百円、計六千万円。それから輸出証紙代として一ダース九円二十銭。このほかに組合費も取られておる。こういうことは一般の組合員にはわからない仕組みになっておる。大臣、聞いておかしいなと思うであります。これは上から見ているとわからないのですよ、こっちのほうから見えてくるのです。だからこの問題は一べん理事会で検討してもらって、そしてこの法案の取り扱いについてひとつ検討していただき。こればかりやっておるところですから、一べん要請をしておきたいと思うのです。やつてください。

時間の都合もござりますので先へ進みますが、先般わが党、公明党の訪米団が行つてしまいまして、これは訪中だけでなく、やはりわが国の姿としては中国とかあるいはアメリカというように

一本立ちできない、要するに資源もあり、それからいろいろ生産もできるという自給自足できる国ではない。したがつて中国一辺倒でもいかない、アメリカ一辺倒でもいけない、こういうことで両方とも等距離の外交姿勢でもつてやつていかなければ日本の国将来は保たれない。要するに経済的にまいりてしまうというようななにから、特にわが党としては等距離外交、これを主張しておりましたが、アメリカの招きによって行つてしまつたのですね、さらに経済封鎖といいますか、日本に対してこの間やつたような織維製品の圧力、あるいはいろんなダンピングだダンピングだと

いって經濟封鎖の圧力が強まるのではないかといふ感じを受け取つて帰つてきたわけであります。

そこでアメリカの意図をつぶさに検討いたしま

すと、アメリカはいまベトナムあたりでどんどん戦争をやつておりますが、そういうあと、アメリカが今度は貿易を促進する相手というものを考えたときに、日中貿易のほうが距離も非常に近い。したがつてこのまま日本と中国が貿易を促進したり

ではないか。そこで米中貿易と日中貿易を考えたときには、日中貿易のほうが距離も非常に近い。し

たがつてこのまま日本と中国が貿易を促進したり

すると、これはアメリカとしてはたいへんだとい

うので、やはりどうしても日本と中国との国交回復を妨げよう、そして日本を孤立させようといふ

ような考えが中にあるのではないか。こういうことを考えたときに、私どもが主張しておるところ

の日中國交回復をどうしても促進しなければ日本

は孤立し、そしてアメリカから經濟封鎖をされる。

それで、中国とはいつまでも正常な国交回復がで

きない、こういうことになると、わが国としては

さらに不況になり、また特に零細企業、中小企業には大きな将来の生きしていく道がなくなるので

はないか、こういうようなことを非常に危惧する

わけであります。

そこで、この間第二次訪中団が参りましたとき

に、周三原則を日本政府が認めて努力するならば、

直ちに日本が招くならば周総理も日本に行きた

い、また日本からも政府の代表に来てもらいたい、

こういうような話があつたわけですが、そこでど

この点につきましては、昨日の参議院の内閣委員会におきました總理、外務大臣から詳しく述べが行なわれておるわけでございますが、一九六九年の十一月二十一日の佐藤・ニクソン共同声明

が発表されましたその当時の中国をめぐる國際情勢と、現在の情勢との間におきましてはかなりの変化がござりますわけで、この間御承知のとおり

米中会談が行なわれ、さらに双方の間に対話の道が開けてきている。こういうことで現在は両国間に改善の動きがあるわけでございまして、共同声明の当時における認識を述べましたものが、この

台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとってきわめて重要な要素である、こういった

ことが声明されたわけでございますが、その間、ただいま申し上げましたような経緯がございまして、現在におきましてはそこにその当時は情勢

が変わっておる、認識が改まっておる、こういうことが申せるわけでござります。きのう大臣も答弁いたしましたように、共同声明が協定でもございませんし条約でもございませんので、台湾条項が消滅するとかそういう問題はないわけでございませんが、そこに情勢の変化によつて認識が改まつておる、こういうように大臣も答弁しておる次第でござります。

通産大臣、そういうわけであなたも經濟問題から見て将来の日中國交回復については相当力を入れなければならぬのですが、台湾条項はいまお話をあつたとおりですが、これについての御意見をひとつ承つておきたい。

○岡本委員 きめられた時間が非常に少ないので……。

通産大臣、そういうわけであなたも經濟問題から見て将来の日中國交回復については相当力を入れなければならぬのですが、台湾条項はいまお話をあつたとおりですが、これについての御意見をひとつ承つておきたい。

第二点は、沖縄の物価がいま復帰後非常に上がつておる。野菜なんかは二倍、家賃もようと上がつた。この対策をどうするか。この二つだけをお聞きしておきたいと思うのです。

○田中國務大臣 日中の問題については、政府が明確に申し上げておりますとおり、政府間交渉を進めている大原則を明らかにしておる

历史の上に明瞭に存在いたしました。現実にも日本と台湾との問題はあるわけでございますが、この問題は日中國交回復と、う大きな問題が片づく

ことよりも、おのずから日中國交回復と、日中國交の正常化という中で消化をされるものだ、このよ

うに理解をすべきだと思います。それ以上にいま具体的なことを述べてもなかなか解決しない問題でございますから、これは日中間が非常に前向きになつておるということで御理解いただきたいと

思ひます。

それから第二の沖縄の問題は、沖縄が二十余年間の異民族統治の中から解放されて祖国に復帰を

しました。復帰をしたが、どうも物価問題が起つてまいりました。この物価問題は、需給のバランスが悪くて物価が上がっておるのじやないのです。

これは非常に問題のある物価問題であります。品物がなくて物価が上がるというのじやないわけであります。いままで三百六十円レートであったものが三百五円で交換をしたという感じ、言うなれば沖縄が今まで物価が安定しておつたものを本土並みになるというような感じが、いまの沖縄の物価問題を起こしているわけであります。けさも

闘議で問題を検討いたしました。山中總務長官を中心にしてあらゆる角度からこの沖縄の物価問題を検討し、対策を立てよう。非常にむずかしい問題ではあるのです。何かムードのよななものでござります。ムード的なもので一举に物価を本土並みにするということ、そういうところに非常に大きな問題がござりますが、この問題に対しても政

府をあげて各省庁とも連絡を密にし、情報も十分

とりながら——きょうは沖縄の知事も帰られるよ

うでありますから、そういう意味で沖縄との連絡を十分にとりながら物価の安定に努力してまいりたい、こう思います。

○岡本委員 これまで終わりますけれども、ムード的なものであれば相当物資を送つたり、あるいは

今後沖縄の物価対策について、ムードのものであ

れば私は早く手が出るのではないかと思うのです。実質にいろいろな問題があるということになら、これは問題でありましょうが、政府声明を出すなりあるいはまた物統令に近いような何かの措置をしないと、沖縄の皆さんはおそらく、復帰しなくともよかつた、初めよかつたけれども、現実の自分の日々の生活になつてくるとそういうことになつてみると私は思うのです。私たちには返還協定については反対でありましたけれども、やはり帰ってきたあと何とか沖縄の皆さんをあたかく迎えなければならぬという、そういう考え方を持つておるものでありますので、政府の現在の手ぬるい沖縄の物価対策については私は非常に不満である。これを一つさらにつけ加えて終わりたいと思います。

○鶴田委員長 中村重光君。

○中村(重)委員 いま岡本君から台湾条項等についていろいろ質疑がありましたが、大臣のいまのお答えは、中国の関係が正常化すると自然にこれが解決をしていくのだというお答えでございましたけれども、同時に中国との関係も非常に前向きに進んでおるというようなことでございますが、この間から中国の織維調査団が来日されまして、いろいろ日本の織維の実態、実情を調査して帰ったようですが、中国の織維調査団の調査の結果、その後どのような動きがなされておるのか、その点についてひとつお考え方を、考え方というよりはその状況をお聞かせいただきたいと思います。

○田中國務大臣 お尋ねの問題、まだこまかくは調査が済んでおりませんが、中国の化合纖維視察団が来日をいたしまして、これは関西国際貿易促進協会の招待ということで来日をしたわけでござりますが、三月三十一日から四月十六日までの三十六日間にわたりまして各地を視察した上でござります。化学工場、織維工場等が中心でござりますが、その結果具体的な商談がどうなつておるかということはまださだかになつております。おりませんが、李正光団長ほか九名の団員でござい

ますが、非常に専門的な方ばかりでございますので、この視察の結果は非常に収穫のあるものだと思います。そういう意味で、視察団が来日をして各地を見られた結果、日本との技術交流というものを促進いたしますし、また商談も具体的に生まれるという見通しでございます。しかしこの視察の結果、どこからどういうものということはまだ明瞭にされておりません。また石油化学関係、原料関係とか機械の関係とかそういう面も十分観察をしたようでございます。

なお、現時点における情報がまとまっておれば事務当局から説明をいたします。

○中村(重)委員 日米織維協定等の影響で深刻な打撃を織維業界は受けているようですが、この点についてはあとで詳しく述べます。非常に深刻で経営困難な状態におちいつっている。そういうものとの間にいろいろと話し合いもなされたと思うのですが、私が伝え聞くところによりますと、化合纖メーカーは中国に対してプラントの輸出をすることについての交渉が進められておると伺っているわけですが、その点について政府はどの程度把握をしておられるのか。また、その交渉がまとまりますと、政府はこれを認めることになる御方針なのかどうか。いかがでしよう。

○田中國務大臣 プラント輸出に対しては具体的な申請はありません。ありませんが、間々申し上げておりますように、申請があれば輸出使用もいたしますし、これが実現ができるよう处置を考えております。

○中村(重)委員 そこで、先ほど岡本君の台湾条項でもって、中国との関係が正常化すると自然に復を強力に進める上において好ましいことではないといふような政府の考え方であるというように理解をしてよろしくうございましょうか。

○田中國務大臣 いまも申し述べましたように、中国問題は解決をすることでござりますが、それでも、先般來台灣に対する円借款をお認めになら、それでひとつ御理解いただきたい、こういうふうに思っています。

○中村(重)委員 私は、從来話がついておったに

復ということの実現を期待しているのは今日国民的願望であると思つてゐるわけです。その際に中国を刺激するような円借款をお認めになるということは、私はこれは当を得た処置ではないのではないか、そのように思うわけございます。從来いろいろな経過はありますけれども、この際、やはり政府は決断をすべき時期であると思うのでありますけれども、大臣のお考え方いかがでございますか。

○田中國務大臣 台湾への円借款に関するごぞいます。これは交換公文を締結したものにございますが、これは交換公文を締結したものについてはそのとおり実施をいたしたい、こういうふうに原則的に考えております。今後新たな借款というのも生まれるわけでございますが、新たな借款につきましては、中国をめぐる國際情勢等を見きわめながら慎重に対処するということが、政府の本問題に対する基本的な統一見解ともいふべき考え方でございます。いままで申し上げますと、交換公文締結済みの総額は六百二十億八千万円、それから貸し付け済み額が三百七十六億四千円、償還済みのものが七十三億二千万円となっております。そういう償還との見合いとか、その他いろいろなことを考えながら、また中国との情勢というなどを十分前提にして考えながら、台湾との間の貿易というものを処理していくこととでございます。

○中村(重)委員 従来話しがついておったのはいたし方がない。だがしかし、新たな借款を認めるということは、これは中国との友好親善、国交回復を強力に進める上において好ましいことではないといふような政府の考え方であるといふように理解をしてよろしくうございましょうか。

○田中國務大臣 いまも申し述べましたように、中国問題は中国との間の情勢も十分勘案しながらやつてまいります、こうしたことでござりますが、それがどうなつておるか、それでひとつ御理解いただきたい、こういうふうに思っています。

○中村(重)委員 私は、從来話がついておったにいたしましたが、今日の情勢下において当然これ

は認むべきではないという考え方の上に立つわけです。ましてや新たな借款を今後認めるというよなうな情勢が生まれるということはあり得ない。要は、政府がこれを決断するのかどうかということにかかると、少なくとも田中通産大臣は国民的な願望、また日本の置かれておる國際的な立場、中国の國際的地位、それらのことを考えますならば、閣内においても勇断をもつて円借款は認めない、そういう方針を貫かれることを強く要請をいたしておきたいと思います。

それでは織維構造改善の問題についてお尋ねをいたしまりますが、どうも織維工業の構造改善善というものが計画のとおり進んでいない、おくれていて、これが何に原因があると大臣はお考えになつていらっしゃいますか。

○佐々木(敏)政府委員 構造改善につきましては、紡績業、織布業は昭和四十二年から実施をいたしてまいりますが、どうも織維工業の構造改善善というものが計画のとおり進んでいない、おくれていて、これが何に原因があると大臣はお考えになつていらっしゃいますか。

○佐々木(敏)政府委員 構造改善につきましては、紡績業、織布業は昭和四十二年から実施をいたしてまいります。しかしながら、まず第一に、計画いたしました当時予想できませんでしたいろいろな国際、国内的な経済事情の変化、特に織維業のいろいろな事情の変化があつたのであります。しかもおきまして織維業者の投資意欲といいますか、投資に対する態度が非常に不安であったのであります。近代化設備の投資計画が、業者の気持ちとして非常に不安であったということが、その間におきまして織維業者のおきましては、その気持として非常に不安であったといつたのであります。

それともう一つは、昭和四十三、四年以降における第一の理由であつたかと思うのであります。それが行なわれまして、當時業界におきましては、発が行なわれまして、このような新しい機械設備の取扱選択に若干の戸惑いがあつたというような事情かと考える次第であります。

○中村(重)委員 織維工業審議会、産業構造審議会の答申では、いま局長がお答えになつたようなことが書いてあるわけですよ。ところが実際の原因というのはまだほかにあったのじゃないか。十六日でございましたか、織維関係の参考人におい

とを言っておるのであります。中小紡のおくれた原因は技術的に限界がある、そうしたことを見つかり言いつて切っているわけですが、そうだといたしますならば、政府は技術指導、技術の向上ということについてどの程度熱意をもって推進しようかとお考えになつていらっしゃいますか。

○佐々木(敏)政府委員

先生おっしゃいますよう

に、織維産業は伝統のある古い産業であります。特に、織維産業は伝統のある古い産業であります。その技術水準はまだ非常に低いのであります。

○佐々木(敏)政府委員

先生おっしゃいますよう

に、織維産業は伝統のある古い産業であります。特に、織維産業は伝統のある古い産業であります。その技術水準はまだ非常に低いのであります。

その操作は相当高度の技術を要するわけであります。特に中小紡績の技術水準は大紡績に比べまして、進歩状況が相当おくれておるのであります。特に最近のように近代化設備の導入に際しまして、その操作は相当高度の技術を要するわけであります。特に中小紡績につきましては、そういった面で技術問題が大きな懸案の問題になつておるわけあります。私ども昨年度から構造改善事業協会の中に技術指導室を設けまして、大手紡績メーカーの技術陣の協力を得まして中小紡に対する技術指導を実施いたしておる次第であります。なお今回の改正によりまして、振興基金の重要な業務の一環といたしまして、各産地の組合等におきまして技術開発をいたします場合に、振興基金から助成をするということも考えておる次第であります。

○中村(重)委員

私は端的に申し上げると、政府

の過剰紡機の廃棄という計画そのものがござんであつたのじゃないかとも思うのです。たとえば計画段階で、廃棄台数二百万台というのを六十万台に縮小いたしましたね。それからもう一つは、スクランブルとビルドの台数比率、この点にも私は政府の見通しの誤りといふものがあつたんじゃないと思うのです。ビルド紡機の生産力といふものを考慮しなくてきめたというように思えるのではないか。生産力からきた設備といふものはかえつてふえているような状態になつておるよう思ふのです。そういつたようなものもある問題が、過剰紡機の問題を事実上解決をしていないといふことになつておる。

いま一つは、特恵関税の場合にも同じような現

象があらわれているわけですが、保税加工貿易の問題、それもまた言えると思うのですが、結局資材と金とを開発途上国に持ち込んでいって、安い労働力を使って、そして逆輸出を日本にする、そ

ういったようなこと等もやはりこの構造改善事業と、いうようなものがうまくいかなかつた大きな圧力となつた原因の一つである。

いま一つ構造改善事業をお進めになる段階で、私どもは法律案の審議の際にこの点非常に強く強調したわけですね。自己資金を三〇%なら三〇%出さなければならぬ。持たないから金融機関から調達ができないわけですね。したがつて構造の対象から漏らされている。そういつたようなことも、零細企業がいわゆるアウトサイダーという形において存在していることは、これはそういう零細な企業自体深刻な事態におちついていますけれども、それだけではなくて、やはり構革を推進していく上においてこれは足を引つばっているというような結果になつたのではなかろうか。大臣、そういうふたるものもあるの原因があるんじやないでしょうか、いかがでしょうか。

○田中中国務大臣

織維の構造改善といふのは非常に必要なことであり、行なわなければならないといふことはみな知つておるのであります。御承認のとおり織維企業といふものは様態が非常に多岐多様にわたつておるということと、いまも御指摘がございましたが、大企業、中企業、小企業、零細企業といふように分かれております。地域的

化もしなければなりませんし、どうしてもこの目的は達成をしたい、こう思つております。それからあなたからいま御指摘がございましたが、去年の織維協定の前、自主規制を行なう前は、やはり量的拡大ということでもつてなんとかやつてこれたという、輸出も伸びるし内需も伸びるしかねないわけですが、この問題はどうしても成功せしめなければならぬ、こう考えております。

○中村(重)委員

そこで、構造改善事業を推進するためのこの法律の期間といふのを二年間延長することになつてまいりました。答申を見ましても二年間といつておりますが、非常に情勢が変化して、できるだけ早くこの構造改善といふものを成功させなければならぬということを指摘しておるようですが、そうした情勢の中において、またこの答申に沿つてこれから構革を進めていく上において、構造改善の基本を今後どこに置くのか、これは私は非常にたいへんな問題であろうと思うわけなのです。この点に対する考え方をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○佐々木(敏)政府委員

先生おっしゃいますよう

に、構造改善は早急にその目的を達成する必要があるわけございまして、この法律に基づくもろもろの構造改善措置にあわせまして、ただいま政府救済対策によります設備買い上げも並行的に実施をしておるわけあります。この二つをもちまして、二年間でいわゆる構造改善のうちの一一番大きな柱であります過剰設備の処理につきましては終了をする確信を持っています。

なお、構造改善のもう二つの、設備の近代化、生産規模の適正化につきましては、この二年間でほぼ達成する予定でございますが、これにつきましては過剰設備の処理後における業界のいわば自主的な力によりまして、今後とも引き続き推進することが必要であろうかと思うのであります。しかし設備の近代化

化もしなければなりませんし、どうしてもこの目的は達成をしたい、こう思つております。

それからあなたからいま御指摘がございましたが、去年の織維協定の前、自主規制を行なう前は、

やはり量的拡大ということでもつてなんとかやつてこれたという、輸出も伸びるし内需も伸びるしかねないわけですが、この問題はどうしても成功せしめなければならぬ、こう考えております。

○中村(重)委員

織維産業をこれから入れをやつて、そして国際競争力をつけさせていくと

企業の発展が期待されるか、かように考えておる次第であります。

新規政策の中心といふものは、織維の需要面から考えていたような気魄にも欠けておつたかも知れません。いろいろな問題があると思いますが、この問題はどうしても成功せしめなければならぬ、こう考えております。

○中村(重)委員

織維産業をこれから入れをやつて、そして国際競争力をつけさせていくと

やはり量的拡大といふことで、これが非常に弱い。弱いためにできている品物が非常に低級品といふことになつてまいります。そういうことになつてまいります。そこでお答えがあつたわけですが、この問題はどうしても成功せしめなければならぬ、こう考えております。

○中村(重)委員

そこで、構造改善事業を推進するためのこの法律の期間といふのを二年間延長することになつてまいりました。答申を見ましても二年間といつておりますが、非常に情勢が変化して、できるだけ早くこの構造改善といふものを成功させなければならぬ、こう考えております。

○佐々木(敏)政府委員

先生おっしゃいますよう

に、構造改善は早急にその目的を達成する必要があるわけございまして、この法律に基づくもろもろの構造改善措置にあわせまして、ただいま政府救済対策によります設備買い上げも並行的に実施をしておるわけあります。この二つをもちまして、二年間でいわゆる構造改善のうちの一一番大きな柱であります過剰設備の処理につきましては終了をする確信を持っています。

なお、構造改善のもう二つの、設備の近代化、生産規模の適正化につきましては、この二年間でほぼ達成する予定でございますが、これにつきましては過剰設備の処理後における業界のいわば自主的な力によりまして、今後とも引き続き推進することが必要であろうかと思うのであります。しかし設備の近代化

す。構革が済みました瞬には、今後の織維産業の新しい長期ビジョンに立ちまして、質的な織維産業の発展が期待されるか、かように考えておる次第であります。

新規政策の中心といふものは、織維の需要面から考えていたような気魄にも欠けておつたかも知れません。いろいろな問題があると思いますが、この問題はどうしても成功せしめなければならぬ、こう考えております。

○中村(重)委員

織維産業をこれから入れをやつて、そして国際競争力をつけさせていくと

る。これはアメリカには競争相手がないということがあります。同じ陶器でも知恵のある人はそうこういう内容を転換してまいりますと、制限は全然なく、喜ばれながら貿易を拡大していく。重化学工業から知識集約的なものにならなければいかぬということと同じように、同じ材料を使つても、半製品とするのと一部加工するのと、一般機械にして送るのと精密機械たとえば時計にして送るとでは全く付加価値が違つてくる。どうして私は思うのです。そういう意味で、やはり特定な技術を持つもの、質の高いものということはどうしても考えなければいけない、こう思いました。

○中村(重)委員 私は織維のことはしろうとで、正直言ってわからないのですが、わが党は加藤先輩、織維の権威者でもあるわけですし、加藤先輩を中心にして織維問題を取り組んでいるわけです。具体的な改正案の内容についてお尋ねをしてみたいと思いますが、その前に、先日十六日、参考人からいろいろ御意見を伺つたわけです。日本織維協定の影響というのか、これは特惠関税も同じでありますけれども、非常にいま影響が強まつてきていて、深刻な打撃を受けているのだと思います。なぜこんなに影響が強いのか、政府としてはどのような対策もやつたわけだと思います。日米の織維の貿易も、また日本自身の織維産業も、これまでいろいろな形で、あるままでいたところが、影響ありとすれば、これからあるのだといふことで、織維対策もやつたわけだと思いますが、影响あるわけでござりますし、それから今まで日本は織維の貿易というものがあのままでいくと考えておられた間違いであるという考え方もある

○田中國務大臣 日米織維協定というものによつて、一体どのくらい影響があつたか。影響があるといふことで、織維対策もやつたわけだと思いますが、影響ありとすれば、これからあるのだといふことで、織維対策もやつたわけだと思いますが、影響があるわけでござりますし、それから今まで日本は織維の貿易といふものがあのままでいくと考えておられた間違いであるという考え方もある

ございます。そういう意味で、織維協定による直接の影響といふものは必ずしも把握できないわけでございます。それを数字的に申し上げますと、四十四年対四十五年幾ら伸びたかというと、五、六%、対前年度五%台伸びているわけです。それから四十五年対六年、六年対七年と、こういつぶやうにだんだんと変わつてくるわけです。去年は自主規制を行ない、日米織維交渉をやりましたが、実質的にドルベリスで対前年度一九%伸びております。ですから、数量においては大体一九%年率伸びるということ自体が異常である、こういうことになればまた別でございますが、いずれにしても、数字で見る限りは四十六年度一月、四十七年三月三十日までの対米の輸出の状況を見てみると、交渉によって特別減るということはないわけでございます。それから今年度のものをどうするかということで、この間日米間で専門家会議をやりましたが、これもそうショックを受けるということではなく、われわれが主張したこと数字といふものはおおむね妥結をしているわけでございます。ですから、日米織維交渉の直接の影響というものは、織維交渉があってもなくとも、日米間のノーマルな織維の貿易といふものはどうかざいます。ですから、日米織維交渉の直接の影響が望ましいのだ、どういう状態がノーマルなのだ、そういうことをはじき出して、それに織維交渉による影響がどれだけあるのかという計算のしかたをしないと、なかなか日米織維交渉の直接の影響ということを計算することはむずかしくて、不容易だと思います。それでも二千億余の織維対策をやりましたが、日米間の年間の貿易量全部、日本が輸出をするものが二千億でございますから、それと匹敵する織維対策をやつたということがあつたといえます。そうして二千億余の織維対策をやりましたが、私は言ひなれば万全である、こういわざるを得ないと思う。だから、あと織維対策が必要であれば、それは日米の織維交渉に基づくといふことが原因ではなく、日本の長期的展望に立った織維企業の構造改善、織維産業といふものに対する政策ということで、引き続いて政策は必要である、こう考えるべきだと思います。

○中村(重)委員 ともあれ、日本の織維産業というものが好調であった。なぜに好調であったのか、これはやはり、労働者の低賃金であるとか、労働条件というものが非常にヨーロッパ諸国と比較をして悪いとか、あるいは零細中小企業、そういうようなものに対して、より大きな犠牲がしいられないところが、先進諸国と比較にならない、いろいろな条件の中に日本の織維産業が一応好調なところがあるが、それが原因であります。これが米織維協定であるとかあるいは特惠関税であるとか、いろいろなことで強い圧力がかかつてしまつりますか。

○田中國務大臣 日本織維協定といふものによつて、一体どのくらい影響があつたか。影響があるといふことで、織維対策もやつたわけだと思いますが、影響ありとすれば、これからあるのだといふことで、織維対策もやつたわけだと思いますが、影響があるわけでござりますし、それから今まで日本は織維の貿易といふものがあのままでいくと考えておられた間違いであるという考え方もある

○中村(重)委員 影響はあるとして若干の対策を講じられたのだけれども、予想以上に影響は深刻である。そうなつてしまりますと、今まで講じまいりました対策といふことで、もう間に合わない。したがつて、もつときめこまかい対策が必要になりますか。

○田中國務大臣 私は率直に申し上げて、日米織維交渉といふものは必要であつたわけでござりますし、それは理解していただけると思うのですが、それには対してははつきりした考え方をひとつお聞かせていただきたいと思います。

○中村(重)委員 私は率直に申し上げて、日米織維交渉といふものは必要であつたわけでござりますし、それは理解していただけると思うのですが、それには対してははつきりした考え方をひとつお聞かせていただきたいと思います。

○田中國務大臣 私は率直に申し上げて、日米織維交渉といふものは必要であつたわけでござりますし、それは理解していただけると思うのですが、それには対してははつきりした考え方をひとつお聞かせていただきたいと思います。

○中村(重)委員 おおむねがわかりませんが、どうも私自身欣然といつておられません。それで、すなはち考へれば質

管令というものもありますし、それから為替管理法もありますし、いろいろな法律がありまして、それは必要であつて、国会の議決を経てその法律が法律として存在をしておる。これはこの現行法は違憲ではない。これはもう日本の産業のために必要である。輸出の長期的な目から見たら、正常な輸出をするためには必要なんだといふことで貿管令もあり、いろいろな法律があるわけですから、この法律の存在を認めながら、やむにやまれぬ、外交交渉による——それも日本の、長期的に見たらそのほうが合理的であり得なんだ、これは利益を守るためにやむを得ざる日米綿維協定だ。この協定が無効であるという考え方の、どうも実効のない裁判提起ということを考えられますし、まあこれは私の立場を求めておられますから私の立場で申し上げるのですが、どうも私は通産大臣をやめてから考えてみても、もうこちらで片づけてもらいたいものだ、こういう感じがいたします、ほんとうに私はそういう意味で……（「破棄したら片づく」と呼ぶ者あり）これはまた破棄できるものでもないんです、実際。そういうことを考えますと、まあこの裁判は早く取り下げてもらうことによって、もつと業界も私もみんな一緒にやって、から考えてみても、どうもそこがはつきり——私はメリットがあればまたそれなりの評価をいたしますが、どうもこの裁判を提起して、この裁判が一体どういうメリットがあるのか、ちょっと理解しかねるということでございます。

○中村(重)委員 まあこの問題についてあります。

党が綿維業界にもろの約束をしてまいりま

た経過、いろいろな点からいたしまして、私は政

府間協定は、これは自由貿易を守るという点から

もやはり無理であった。これは廢棄すべきである

といふ綿維業界の主張は正しい、そのように考え

ています。だがしかし、田中大臣が全く努力をしておられたと私はきめつけたのではない。それはあなたはあなたなりにおやりになつたんでしようが、しかしながら、当然あなたがおやりにならなければならなかつたのだが、そのやりになることを、もう少し綿維業界を守るという方向に力こぶを、ウエートをかけるべきではなかつたのか。それが逆に、日米綿維協定はやむを得ないものである、そいつたような方向にウエートをかけ過ぎたところに私は問題があつた。あなたに対するところの憤激というようなものも、これはあなたにとってはまことに残念でありました。けれども、綿維業界ががまんができないところである。われわれも、決議をいたしました立場からいたしまして、政府に対しまして非常に憤りを持っておることも事実であるわけです。あらためてこの問題についてはまた、議論をしていきたい。問題解決に決るために、これは廢棄が一番的確に問題解決になるわけですが、どこまでも争うといった結果、登録台帳、無籍設備の実態確認台帳を、まずこれを厳格に、厳密に実態把握をする必要がある、いまお答えになりましたように、綿維業界の提訴などということは私はどうもわからぬなんというようなことでは、火に油を注ぐことになりますと、まあこの裁判は早く取り下げてもらうことによって、もつと業界も私もみんな一緒にやって、から考えてみても、どうもそこがはつきり——私はメリットがあればまたそれなりの評価をいたしますが、どうもこの裁判を提起して、この裁判が一体どういうメリットがあるのか、ちょっと理解しかねるということでございます。

○中村(重)委員 まあこの問題についてあります。

党が綿維業界にもろの約束をしてまいりま

た経過、いろいろな点からいたしまして、私は政

府間協定は、これは自由貿易を守るという点から

もやはり無理であった。これは廢棄すべきである

といふ綿維業界の主張は正しい、そのように考え

ています。だがしかし、田中大臣が全く努力をしておられたと私はきめつけたのではない。それはあなたはあなたなりにおやりになつたんでしようが、しかしながら、当然あなたがおやりにならなければならなかつたのだが、そのやりになることを、もう少し綿維業界を守るという方向に力こぶを、ウエートをかけるべきではなかつたのか。それが逆に、日米綿維協定はやむを得ないものである、そいつたような方向にウエートをかけ過ぎたところに私は問題があつた。あなたに対するところの憤激というようなものも、これはあなたにとってはまことに残念でありました。けれども、綿維業界ががまんができないところである。われわれも、決議をいたしました立場からいたしまして、政府に対しまして非常に憤りを持っておることも事実であるわけです。あらためてこの問題についてはまた、議論をしていきたい。問題解決に決るために、これは廢棄が一番的確に問題解決になるわけですが、どこまでも争うといった結果、登録台帳、無籍設備の実態確認台帳を、まずこれを厳格に、厳密に実態把握をする必要がある、いまお答えになりましたように、綿維業界の提訴などということは私はどうもわからぬなんというようなことでは、火に油を注ぐことになりますと、まあこの裁判は早く取り下げてもらうことによって、もつと業界も私もみんな一緒にやって、から考えてみても、どうもそこがはつきり——私はメリットがあればまたそれなりの評価をいたしますが、どうもこの裁判を提起して、この裁判が一体どういうメリットがあるのか、ちょっと理解しかねるということでございます。

○中村(重)委員 ともかく無籍機の問題につい

ては、政府の怠慢というのか的確な処置がなさ

れないということで鋭く政府の責任は追及されて

きたし、また私どもは数回にわたって附帯決議も

つけてきたという記憶を実は持っている。だから

今日は無籍機を生み出している。にもかくわらず

政府は、その無籍機があるということ、やみが

あるということは業者が悪いんだといって、業者

ばかりきめつけるという傾向がある。私は、それ

は改めなければならぬ。そこで現状というものを

十分踏まえて、これから新たに無籍機が発生を

するということを防止していく。同時に現在の無

ransから見た適正規制になると考えておったの

であります。その後の情勢の変化によりまして、

今回政府間協定に伴う救済対策といったしまして、

現在別途精紡機の買い上げを実施中でございま

す。したがいまして、共同行為によります精紡機

の買上げの規定は必要でございませんけれど

も、政府の買上げに基づきます希望者の中小紡

績業の買上げにつきましては、政府協定による買上げ措置によつて実施をしていく方針でござります。

○中村(重)委員 現在八万台あるといわれているこの無籍機をどう処理するのか、処理する方法をこの際明確にしておいていただきたい。

○佐々木(敏)政府委員 無籍設備につきましては、これまで當時無籍設備の取り締まりを実施しておつたわけであります。特に昨年八月、自主規制の救済対策といたしまして、政府買上げを実施をいたしました関係から、昨年八月以降強力な無籍取り締まり体制を整備しておるのであります。たゞいま各通産局ごとに監視委員会を置きましたが、これまでは強制力をもつた関係から、昨年八月以降強力な施設をいたしました関係から、昨年八月以降強力な無籍取り締まり体制を整備しておるのであります。たゞいま各通産局ごとに監視委員会を置きましたが、これまでは強制力をもつた関係から、昨年八月以降強力な施設をいたしました関係から、昨年八月以降強力な無籍取り締まり体制を整備しておのであります。

○田中國務大臣 無籍機につきましては、団体専任の監視員が監視をしているわけであります。現在八万台程度と推定されておりますけれども、まずこれを厳格に、厳密に実態把握をする必要がある、いまお答えになりましたように、綿維業界の提訴などということは私はどうもわからぬなんというようなことでは、火に油を注ぐことになりますと、まあこの裁判は早く取り下げてもらうことによって、もつと業界も私もみんな一緒にやって、から考えてみても、どうもそこがはつきり——私はメリットがあればまたそれなりの評価をいたしますが、どうもこの裁判を提起して、この裁判が一体どういうメリットがあるのか、ちょっと理解しかねるということでございます。

○中村(重)委員 ともかく無籍機の問題につい

ては、政府の怠慢というのか的確な処置がなさ  
れないということで鋭く政府の責任は追及されて  
きたし、また私どもは数回にわたって附帯決議も  
つけてきたという記憶を実は持っている。だから  
今日は無籍機を生み出している。にもかくわらず  
政府は、その無籍機があるということ、やみが  
あるということは業者が悪いんだといって、業者  
ばかりきめつけるという傾向がある。私は、それ  
は改めなければならぬ。そこで現状というものを  
十分踏まえて、これから新たに無籍機が発生を  
するということを防止していく。同時に現在の無  
籍機については十分調査をして、台帳でもつて、  
登録したものあるいは無籍、これを明確にする。  
そこで登録をすべきものは登録をする、あるいは  
廃棄消滅をすべきものは廃棄をする、そういうこ  
とで、すっきりした形で綿維業界のこれからの保  
護、育成、強化、そういう適切な措置を講じる必  
要があると私は思う。この点は、もう局長の答弁  
とということよりも大臣の答弁を伺わなければなら  
ないので、いま戻つてこられた。ですけれども、  
も、ちょっとお聞きになつて、これは大臣から、  
この点については附帯決議をつけますから、ひと  
つ明確にお答えを出しておいていただきたい。  
○田中國務大臣 無籍機につきましては、団体  
専任の監視員が監視をしているわけであります。  
現在八万台程度と推定されておりますけれども、  
まずこれを厳格に、厳密に実態把握をする必要がある、いまお答えになりましたように、綿維業  
界の提訴などということは私はどうもわからぬ  
なんというようなことでは、火に油を注ぐことにな  
るであろうということをあなたに御警告申し上げ  
て、具体的な法律案の中身についてお尋ねをして  
まいりたいと思ひます。

○佐々木(敏)政府委員 特定精紡機につきましては、四十三年度におきましては、先生御承知のよ  
うにかかる規定が削除されるわけですが、今後過剰  
精紡機が生じた場合は、これはどう扱うのですか。  
○中村(重)委員 は、四十三年度におきましては、先生御承知のよ  
うに百十二万錠を業界の共同行為で解消・破棄し  
たのであります。当時はそれでもてはば需給ハ  
ランスから見た適正規制になると考えておつたの  
であります。その後の情勢の変化によりまして、  
今回政府間協定に伴う救済対策といったしまして、  
現在別途精紡機の買い上げを実施中でございま  
す。したがいまして、共同行為によります精紡機  
の買上げの規定は必要でございませんけれど  
も、政府の買上げに基づきます希望者の中小紡  
績業の買上げにつきましては、政府協定による  
買上げ措置によつて実施をしていく方針でござ  
ります。

○中村(重)委員 そのとおりだと思いますが、た  
だ無籍機はけしからぬ、これは法律違反だ、そ  
ういう何か業者が悪いんだというような考え方で  
は問題の解決にならぬ。やはり無籍機がどうし  
て発生したのか、その原因を究明する。それから

無籍織機の内容はどうなのか。先ほど私が申し上げましたように、構造改善事業の中で中堅クラスというようなものを対象にして、霧細な業者というものを締め出してしまったといったようなことも、私は無籍織機が出てきている原因の一つだと思う。無籍織機としてもいろいろな事情というものがあるだろう。だから十分調査をし、的確な措置を講じていく。附帯決議をあとでつける予定でございますから、それに対しましても十分目を通されて、それに対応する措置を講じてもらいたいということを要請をしておきたいと思うのです。

ともかくいまのような混迷しているような状態を一掃してしまつたいうことが私は必要であろう。こう思います。そして新たな決意で出発していく、そこには織維業界を確固不動なるものにしていかなければならぬと思います。

次にお尋ねしたいことは、政府は四十七年度振興資金を十億円出資することになつております。ところが業者はこれに対し、四十七年度六億から七億、七年間でもって三十八億ということをござりますが、ところが法律案の中身を見てみますと、「第一項に規定する者その他織工業に属する事業を営む者又はその組織する団体から出んされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれにあてるものとする。」こうあるわけです。これはどうう解釈したらばよろしいのか。四十七年度十億円を出さきりで、あとは出さないということを意味するのか。四十七年度だけを見ますと、業界の出捐金は六億から七億といわれ、七年間で三十八億というようなことを一応予定をいたしておるようございますから、その合計額、大体業界が出捐する金額に見合う程度を政府が出資をするということをこの四十二条の二は意味するのか、この点必ずしも明確でございません。したがいまして、この点について明確に考え方をお示していただきたいと思う。

○佐々木(敏)政府委員 四十七年度におきましては政府出資が十億円予定されておるのであります。元来、この振興基金は、政府出資と業界の出

捐金との合計で充てるわけですが、ただいまその業界の出捐金の期待見通し額といたしましてはほぼ五、六億円という見通しであります。業界の今後の経理内容、振興基金に対する事業の期待度等考えまして、今後の計画見通しといたしましては三十数億円を業界から出捐をしていく、それをほぼ七年程度の分割で逐次出捐していく。それがいまして四十七年度は五億程度であろうかと考える次第であります。

○中村(重)委員 そうすると、いま初めのお答えはちょっと聞き落としましたが、第一年度、四十七年度は五億程度だ。そうすると政府は四十七年度十億ですね。業界は七年間で分割をして三十七、八億、こういっておるわけです。この間織維局長も参考人の意見なりあるいは私どもの質問に対する答弁をお聞きになつておられたのだが、政府に対する期待は業界の出捐金を上回る程度にしてもらいたいということを言つておられる。これは必ずしも業界のそういう要望に沿うようなことができるができないか、その実態というものを十分踏まえて政府は態度を決定すべきであると私は思うのでありますけれども、現在の考え方としては十億円ということではなくて、やはり出捐金の状態等見ながら政府の出資もふやしていく、そういう考え方であるとお答えでございましたか。

○田中國務大臣 大体そういうことでございます。四十七年度には十億円政府は出資をいたしましたが、業界はまた年に五、六億円ずつしか出せないといふことでございますから、これでずっと統けてまいりて、最終的に五十億円ぐらいにしたい。五十億円というのは、いまの段階において五十億円ぐらいといふことでございますが、しかし業界の状態の変化によってはこれで済まない場合もございますが、そういう場合にはまた審議会においてはかりをしたりいろんな議論をしなければならぬと思いますが、これは実効をあげるものでなければなりません。そこで政府も十億出しますから財界は二十億

が、とても業界ではいますぐそういうわけにいかないということで、政府もまず十億円だけ出資をしておいて、これを理想的な姿にまで持つていいことをうどいことであります。ですから産業界からの拠出の状態を見ながら、その状態において政府の出資金の増額ということを考える、こういうことありますから、政府はまさしさあたり十億円出しますから、これが打ち切りというのじゃありません。ですから十億円出しますから、業界がどの程度増額出資をしなければならぬか

うなものを見なければ、国民の税金でござりますから、業界は全然出さないで政府ばかりが出していくというわけにまいりません。ですから十億円出しますから、業界は十億円出しますから、業界は五、六億円ずつ毎年出していく以外にないと思います。こういう状態でありますので、その状態を見ながら政府がどの程度増額出資をしなければならぬか

ということをきめればいいのだ。こういうことでござります。

○中村(重)委員 相当大きい金額になることがいまま大臣のお答えの中から予想されるわけです。いままで政府が織維業界——これだけではありますけれども、業界に対する政府の助成というものはあまり大きな効果を發揮していません。したがつて、いま大臣お答えのようにこれは国民の貴重な税金であるわけであります。出した金が織維業界の技術の向上発展並びに業界の健全な発展につながるものでなければならないと考えます。そういう点から考えまして、この振興資金の運用をどうするのかということがきわめて大切な問題である。必ずしも明確な方針というものが示されておりません。あらためてこの運用についての具体的な考え方、それを決意を含めてひとつお答えをいただきたい。

○佐々木(敏)政府委員 先生のお話のようになります。その振興基金は、今後の織維産業の発展のために今まで重要な意味を持つわけであります。たゞ、私ども業界と協議をいたしまして定めておりま

す。運用の方法につきましては、まず、学識経験者、関係業界、関係の官庁等からなりますプロジェクトの選定のための委員会を、事業協会内部に設置いたしまして、その個々のプロジェクトに対しましては新規商品の開発とか新技術の開発とか、あるいは先生先ほどおっしゃいましたような海外、国内の需要動向の正確な把握とか等々の業界が行ないます事業に対しまして、事業協会から補助するという形になるわけでござります。

○中村(重)委員 方法というのは、いまお答えになつたとおりであります。しかし、たてまえはそのままの形になるわけではありません。それはどうぞ新規商品の開発とか新技術の開発とか、あるいは先生先ほどおっしゃいましたような海外、国内の需要動向の正確な把握とか等々の業界が行ないます事業に対しまして、事業協会から補助するという形になるわけでござります。

トの選定のための委員会を、事業協会内部に設置いたしまして、その個々のプロジェクトに対しましては新規商品の開発とか新技術の開発とか、あるいは先生先ほどおっしゃいましたような海外、国内の需要動向の正確な把握とか等々の業界が行ないます事業に対しまして、事業協会から補助するという形になるわけでござります。

トの選定のための委員会を、事業協会内部に設置いたしまして、その個々のプロジェクトに対しましては新規商品の開発とか新技術の開発とか、あるいは先生先ほどおっしゃいましたような海外、国内の需要動向の正確な把握とか等々の業界が行ないます事業に対しまして、事業協会から補助するという形になるわけでござります。

うな諸施策を遺憾なく講していただきたいということを強く要請をいたしまして、私の質問を終ります。

○鶴田委員長 川端文夫君。

○川端委員 いま提案されております織維の構造改善の二年間延期を中心とするこの法案の問題に対しては、多くの同僚からかなり詳細に質問が繰り返されてまいりて、お尋ねするほどの問題はもう残っておらぬようにも思いますけれども、大臣がお見えでありますから、ただ一、二点お尋ねして、この質問の締めくくりをいたしたいと私は思うわけです。

そこで、先ほどからいわゆる政府間交渉をいたした織維の問題に対しては、これが一番よかつたという大臣のお話であり、民間がこれに対して行政訴訟を起こすのはどうも納得できないといふことでいろいろお話がありまつたけれども、まずもつて、どうもこれは長いものに巻かれるという考え方のようにしか受け取りにくいという感じを持ちながらお聞きしておったということを申し上げておきたいと思うのです。特に、この織維の問題で政府間交渉をしなければならなかつたという背景の問題の中に、日本の貿易においては大きな転換期を迎えて、その転換期の先駆的な問題点をこれにあらわしているのではないか。一九六〇年代というか、長い間貿易振興というか保護貿易主義であった日本が、国際的な自由主義貿易に変わらざるを得ない転機もこの中に含まれておるのであり、通貨問題にあらわされている日米間の問題も含めて、ここでアメリカにこれ以上無理をいわしたくない、そういう意味において、国策として織維にまつもつて忍んでもらうという立場に立て協定をお結びになつたんだろうと私は善意に解釈しておつたんだけれども、これがよかつたんだという解釈のしかたでは、あまりにも業界に無理を押しつけたんじやなかろうかという感じを持つんだが、大臣いかがでしょうか。

○田中國務大臣 よかつたんじやないかと言つておるのではないわけでござります。日米間の正常

な貿易発展をはかつていくためには真にやむを得ざる処置であった、こう述べておるわけでござります。これは自主規制でいくのが一番いいのです。

これはもう二国間協定などということをやらないで、自主規制でいくのが一番よろしいのです。ですから、日本はもうすでに織維は自主規制に入っています。これが自主規制でいくのが一番いいのです。

そこで、このことはこれからまだほかに機会もありますから、この問題ではこれ以上申し上げますから、この問題ではないかといふことを申し上げておるわけです。

じやないわけでありますから、そこのところはひ

ばどうなるかといつたら、もつと悪い状態になつたろう。それはもう実績中心で、一方的に輸入制限を行なう、こういうことになつてゐるわけでござります。これはいまでもそういう問題がございま

す。陶器に対して関税をかけたり、またきのう

は相殺関税の問題が家電製品において起こりましたし、またダンピング問題として取り上げられ

り、また話し合いを続けなければならない。続けて

まいりますからいよいよそのものの、すべてがこ

ういう状態になることは、日米間では望ましくないわけであります。そういう意味で私は、実際、

日米の問題を処理しながら、そうはいつてもこれ

は自主規制よりもうんと詰められるといへんだ

と思っておつたんです。対前年度実績の5%とい

う自主規制並みで年間を通じて抑えられたら、こ

れはもう国会でどう答弁しようかと思つておつた

ら、先ほども申し述べましたとおり、対前年度実

績では一九%伸びておる、こういうことであります。

○川端委員 大臣の苦心のあつたことは、相手国

もあることですから否定の立場でものを聞こうと

しているわけじやないけれども、いま言われているような陶器なりその他のものの影響をも考え

て、ここからひつと日本間の貿易の破局を避けた

い、調和したいというお考えに立つて、織維の問

題でかなり犠牲的立場に立つて、涙をのんで協定

をされたと、私は大臣を信頼して、そのように理

解してきようまできただが、先ほどの話を聞い

ておつたわけでありまして、しかもその間に、一

年間か半年間、実情も見ないで、自主規制の結果

さえも確認するいとまもなくして協定を結ばざる

を得ないことははなはだ遺憾である、こう申し述

べております。それは全くよかつたということ

とはどういうことか。これをもし結ばなければ

どうなるかといつたら、もつと悪い状態になつたろう。それはもう実績中心で、一方的に輸入制

限を行なう、こういうことになつてゐるわけでござります。これはいまでもそういう問題がございま

す。陶器に対して関税をかけたり、またきのう

は相殺関税の問題が家電製品において起こりま

たし、またダンピング問題として取り上げられた

り、また話し合いを続けなければならない。続けて

まいりますからいよいよそのものの、すべてがこ

ういう状態になることは、日米間では望ましくな

いわけであります。そういう意味で私は、実際、

おもに設備を中心とした構想で構造改善を指導し

てきておる日本の織維業界の実態からいって、こ

の二年間ではたしてこの構造改善の所期的目的が

達成できるのかどうか。いろいろな意味で、先ほ

どからも話がありましたように、從来の量的時代

から質的時代に転換もしなければならぬし、さ

らに、從来行なわれてきた構造改善というものは、

まだやむを得ないと思うけれども、今日

立つておる日本の織維業界の実態からいって、こ

の二年間ではたしてこの構造改善の所期の目的が

達成できるのかどうか。いろいろな意味で、先ほ

どからも話がありましたように、從来の量的時代

から質的時代に転換もしなければならぬし、さ

らに、從来行なわれてきた構造改善というものは、

まだやむを得ないと思うけれども、今日

代化、生産規模の適正化につきましては、このよ

うな過剰設備の処理が済みました暁、むしろ業界

の自主的な力によりまして今後とも引き続き継続

するということにならうかと思うのでございま

す。したがいまして、私どもは四十七年、四十八

年におきまして、先生おっしゃいましたような

量的な意味の構造改善を終了いたしました。四十

九年度以降は高級化、ファッショナ化に伴う需要

構造の変化に即した質的な織維産業の体質改善を

考へている次第であります。近く産構審、織維工

業審議会等を開催いたしまして、長期にわたる質

的な織維産業の発展の方向を検討いたしまして、

次の施策に當てたい、かように考へている次第で

あります。

○川端委員 それでは局長、こういうふうに理解

してよろしいですか。二年間の期間といふものは

これから変化していく織維業界に対する新しい発

想の模索時代であつて、準備時代と考えて、とり

あえずはこれをやつておく必要があるといふ考へ

方で提案されていると承つておいてよろしいかど

うか。

○佐々木(敏)政府委員 すべての産業におきまし

て同様にありますから、それからやはりファッ

ション的いろいろな構想を描いた構造改善をも

含めていこうといふのに、はたして二年でできる

のかどうか。後ほどお尋ねする振興基金の問題に

対しては業界は七年というのだから、業界みずか

らが二年で目的完成できるとは思つていらないの

を、政府が二年とせざるを得なかつた。他の立法

のしかたがあつたのではないかといふことも考へ

られたのではないかと思うのだが、この辺いかが

でしよう。

○佐々木(敏)政府委員 構造改善は、現行法にお

きましては過剰設備の処理、設備の近代化、生産

規模の適正化、いわば量的な色彩の強い構造改善

であります。特に、中心になります過剰設備の処理につきましては、この法律に基づく措置と、他

方政府買い上げ等によりまして、二つ合わせまして二年間で達成できる所存であります。設備の近

そなるならば、無籍機の問題に対しては二年

間でどうするのか、先日來質疑の中においても、この無籍織機に対しはすでに別の角度の税金を取つておるではないか、許して認めてきておるのではないか、したがつてこれを廃棄せしめるといふ方向に行くのか、既存のものを暫定的に認めるのか、これをどうするのかということが問題として質疑されておるのだが、まだ明らかになつておるよう承れないのですが、これはどういうふうに政府が考えておるかということを、私どもが理解する、わかりやすい端的なことばでひとつお答え願いたい。

○佐々木(敏)政府委員 無籍の問題につきましては、ただいま実態を全国的に調査確認中であります。それに基づきまして台帳を整備いたしまして無籍の実態を全国的に把握をするつもりであります。その後におきます対策につきましては現在検討中でありますけれども、まず台帳の把握、整備、それによって無籍、登録設備の実態、これまでのいろいろな事情を踏まえました実態を全面的に把握いたしまして次の施策を十分検討する、かようになっておる次第であります。

○川端委員 局長、調査をして台帳に載せるといふのなら、台帳に載せれば一応戸籍が認知された、こういうふうに受け取るのが人情だと私は思うのですね。したがつて、それをどうするかという方向を持たず、台帳をつくって調査だけするといふのでは政策にならぬのぢやないかと思うのですが、いかがです。

○戦々木(敏)政府委員 台帳をつくります意味は重要な意味が二つございまして、一つは、その台帳によりましてこれまで現存いたしております無籍の実態がはつきりする。それによって登録、廃棄、減失等の計画的な措置ができるということがあります。それともう一つは、一時点における無籍の台帳ができるわけであります。したがいまして今後発生する無籍につきましては、絶対にこれを逃がさないというような取り締まり体制がしけるわけでありまして、その両面から台帳は大きな意味があろうかと考えておるわけであり

ます。

○川端委員 話がどこにポイントを置いて答弁されるとか、私は頭が悪いからまだのみ込めないのですが、それはそれとして、いよいよこれをわれわれも承認するという立場で、時間も迫つておりますから多くを申しません。ただ要望申し上げておきます。言うならば、無籍機をこの際台帳にあげる結果、正直者がばかをみないというこの制度だけは確立してもらいたい。今までまじめに国策に順応して廃棄にも踏み切った、構造改善にも賛成した人々と無籍のものと同一の扱いをされることには、これは許すべきではない。したがつて、たびたび大臣にも答弁されておるけれども、政策メリットでこれをカバーしていく以外にないと言われるけれども、政策メリットではまだまだ日本の企業に対して政策の恩典だというほど、ありがたがるほど手厚い保護にはなっていない。こ

れをちやんとつけた上に立つての処理は当然行なわれてしかるべきものだと思うのだが、そういう考え方をお持ちですかどうか。

○田中中国務大臣 まず無籍の調査をする。そして調査をすれば、これに對して的確な処置をしなければなりません。これはまた同じようなことをやるような処置ではだめでありますから、完全な処置をやはりせざるを得ないと思うのです。その処置をやるにあれば、それに正直者がばかをみないような処置をやるにあれば、それはまた同じようなことをやります。第三点目は、先ほども申し上げましたように理解をいただきたいと思います。

○川端委員 大臣の決意のほどを承つて、本来ならばこれで了承すればいいのですが、大臣はやがて総理大臣か何かになられて、通産大臣をおやめになる日もそう遠くないのぢやないか、こうも考へてみると、この考え方方はやはりちゃんと通産省の中に定着するようきちっとしておいてもらいたいことを特に願いしておきたいと思ひます。

○川端委員 それでは、行管からだれが見えておりますね。

先日この委員会において田中委員からも認定法人の問題と特殊法人の問題で質問があつたわけですね。この織維協会における振興基金に對する国の十億の出資は違法ではないか、適切ではないのではないかといふ立場からの質問があつたわけですね。そこに一つの統一見解的なものを文書をもつて出されておりません。これは財政的な問題といわゆる特殊法人と認定法人をどのように見識をもつて区別して見守つておいでになるのか。これはおれのほうではないから関係ないといふ見方か。その点の考え方をひとつお尋ねしておきたいと思うのです。

○梅沢説明員 いま先生お尋ねの件は、私ども行政管理庁設置法の二条に規定がございまして、いわゆる特殊法人と申しますものは、本来國が行なう事業である、ただそれを行政組織で行なわせるよりも、別の法人をつくつてやらせたほうが能率

ともありますし、これは実際なかなかめんどうな問題なんです。ですから、そういう意味でも、将来は少なくともかかることをさいの川原のようにやります、こういうことでなければなりませんので、そうでなければ、結果的にほんとうに正直者がばかをみるわけです。だから、そういうふうに統制でがんじがらめにしてしまつて、法律でもつて全く国家管理と同じようにもできませんが、しかしやはり相当な処置をして、もう無籍といふものは再び問題にはなりません、国会で議論にはなりませんといふぐらいいな保証がなければ、とても無籍に對してやすやすたる処置をとるわけにはまいりません。ですから、まず第一の段階をすべり出しておる。第二の問題は、お互にみないろいろな案が腹の中にあるでしょうけれども、それはやはりもう少し実態が明らかにされた後にだんだんと具体化していくべき問題だらう、このように理解をいただきたいと思います。

○川端委員 大臣の決意のほどを承つて、本来なればこれで了承すればいいのですが、大臣はやがて終わりといふのではありません。また業界も拠出をし、政府は十億といえども、これだけで終わりといふのではありません。将来、業界の拠出の状況にもまつて増額等も検討いたします。こういう国民の血税を使つわけでござりますから、これを使ってそれなりのメリットがあつておるのだが、大臣の決意をもう一べん伺つておきたい。

○田中國務大臣 振興基金が効率的に運用されねばならぬことは申すまでもありません。また業界も拠出をし、政府は十億といえども、これだけで終わりといふのではありません。将来、業界の拠出の状況にもまつて増額等も検討いたします。こういう国民の血税を使つわけでござりますから、これを使ってそれなりのメリットがあつておるのだが、大臣の決意をもう一べん伺つておきたい。

大臣も何か先ほど一年間の貿易量に近いほどの金を出したじやないかとおっしゃつたが、織維を一年で見るという見方は残酷じやないか。やはり戦後だから考えても、二十六、二十七年の間苦労して今日のような織維業界を確立してきた人々が転換せざるを得ないときに、わずか十億円で、しかもその金が、単なるだれかに宣伝するような金の使い方にしてもらいたくないということを考えておるのだが、大臣の決意をもう一べん伺つておきたい。

大臣も何か先ほど一年間の貿易量に近いほどの金を出したじやないかとおっしゃつたが、織維を一年で見るという見方は残酷じやないか。やはり戦後だから考えても、二十六、二十七年の間苦労して今日のような織維業界を確立してきた人々が転換せざるを得ないときに、わずか十億円で、しかもその金が、単なるだれかに宣伝するような金の使い方にしてもらいたくないということを考えておるのだが、大臣の決意をもう一べん伺つておきたい。

大臣も何か先ほど一年間の貿易量に近いほどの金を出したじやないかとおっしゃつたが、織維を一年で見るという見方は残酷じやないか。やはり戦後だから考えても、二十六、二十七年の間苦労して今日のような織維業界を確立してきた人々が転換せざるを得ないときに、わずか十億円で、しかもその金が、単なるだれかに宣伝するような金の使い方にしてもらいたくないということを考えておるのだが、大臣の決意をもう一べん伺つておきたい。

的でいいじゃないかという場合に國が特別の設立行為によつて法人を設立する、そういう場合特殊法人と申しておるわけでございますけれども、本件の法人の問題につきましても、これは法律が通りましたときからそういう政府の見解でございまして、事柄の性質上、企業と申しますか民間の自主的な調整にかかる問題でございまして、本来特殊法人になじまないものである。したがいまして、いまお尋ねの件でございますけれども、私も特殊法人を所管する行政管理庁といたしましては、本件の法人組織についていろいろ意見を申し上げる立場にないということを御了承願いたいと思ひます。

○川端委員 言うならば、この出資金を出すといふこと、本法は国会の承認を経て、その上に立て今度の基金制度といふものができたわけあります。ですが、やはり法律的にそこまで言わると、われわれも迷わざるを得ない。こういう一面も出てくる。しかしながら必要だ、こういう立場で苦労している立場から見て、かりに国が全額持つ特殊法人と違つても、それぞれの事業所がこれを認可、監督するだけではなくて、行管が監督することのできるような幅を広げることはできないができるかということをお答え願いたいと思ひます。

○梅沢説明員 行政管理庁は、設立の目的から申しましても広い意味での國の組織全般を審査し、あるいは全般的に見る立場にあるわけでございまして、先ほどから同じようなお答えで非常に恐縮でござりますけれども、本件法人の場合は、民間の自主的な設立行為によつてつくられました民間的な性質の法人でござりますので、行政管理庁といたしまして、これについて監督するとかあるいはとかくの意見を申し上げるという立場にはございませんので、御了承願いたいと思います。

○鶴田委員長 以上で、本案に対する質疑は終了いたしました。

○鶴田委員長 これより討論に入るのあります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

内閣提出、特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鶴田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○鶴田委員長 この際、本法律案に対し、武藤嘉文君外三名より、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党、四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。武藤嘉文君。

○武藤委員 提案者を代表いたしまして、附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(季)を改正する法律案を郎読させていただきます。

政府は、本法施行にあたり、我が國織維産業を取りまとめて、経済環境に対処し、今後あるべき織維産業のビジョンを早急に確立して、その健全な発展を図るとともに、今後二年間において構造改善事業の所期の目的が達成できるよう次の諸点につき適切な措置を講すべきである。

一、織布業の構造改善事業を円滑に推進してその効果をあげるため、織機の台帳を整備し、登録・無籍を明らかにするとともに、これが行なうこと。

二、織維工業の設備近代化を推進するため、関連機械産業の発展を図り、織維工業との協調体制の確立を図ること。

三、織維製品の健全な輸出の振興を図るために、附帯決議について政府から発言を求めております。田中通商産業大臣。

角化に努めることとともに、秩序ある輸出体制を確立すること。

なお、当面する米国の関税評価差止めによる関税の賦課等に対しても、極力これを回避するよう万全の措置を講ずること。

四、振興基金については、織維製品の高級化・多様化等の要請に対応してその充実を図るとともに、重要な・効率的に運用すること。

五、織維工業構造改善事業協会等のいわゆる認可法人への政府出資については、慎重に行なうとともに、出資後の管理についても万遺憾なきを期すること。

以上でござります。

附帯決議案のこの内容は、審査の過程において詳細に論議されたところでござりますから十分御理解いただけたことに存じますが、特に第五項につきまして、補足して簡単に御説明申し上げますと、最近わが認可法人に対する政府出資の例があふえておる傾向が見られます。本来これらのがわゆる認可法人に対する政府出資につきましては、財政処理の根本原則にさかのばるまでもなく、公正な運用をはかることが必要であります。したがって、織維工業構造改善事業協会等への政府出資にあたつても、その必要あるものは配慮しなければならないが、前記の原則にのつとり、法の運用を誤ることのないよう慎重に行ない、かつ出資後の管理についても万遺憾なきを期すべきであります。

○鶴田委員長 おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鶴田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

來たる二十三日は、午前十時三十分から石炭部特別委員会と連合審査会を開会する予定であります。本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十四分散会

委員各位の御賛同をお願い申し上げる次第でござります。

○鶴田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○鶴田委員長 起立多数。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について政府から発言を求めております。田中通商産業大臣。

昭和四十七年五月二十九日印刷

昭和四十七年五月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W